

# 身体障害者手帳の申請について (15歳以上)

1. まず身体障害者手帳に該当するかどうか身体障害者福祉法の指定医に相談してください。該当する場合は指定用紙の診断書を**指定医**に記入していただくよう依頼して下さい。

あなたにお渡しする診断書は次のものです。

- |                                     |                                     |                                |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 視覚         | <input type="checkbox"/> 聴覚音声言語そしゃく | <input type="checkbox"/> 肢体不自由 |
| <input type="checkbox"/> 心臓 (児童・成人) | <input type="checkbox"/> じん臓        | <input type="checkbox"/> 膀胱・直腸 |
| <input type="checkbox"/> 小腸         | <input type="checkbox"/> 呼吸器        | <input type="checkbox"/> 免疫    |
| <input type="checkbox"/> 肝臓         |                                     |                                |

2. 身体障害者手帳交付申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳交付申請書 (※15歳以上は本人が申請者となります。)
- ② 診断書 (6ヶ月以内に作成されたもの)
- ③ 本人の写真 タテ4cm ヨコ3cm のものを 2枚  
※1年以内に撮影され、脱帽しているもの。  
※顔がはっきりわかれば証明用の写真でなくてもよい。
- ④ 印鑑
- ⑤ マイナンバーに関する書類※裏面をご覧ください。

※ 以上のものを全部そろえて、障がい福祉課に提出して下さい。

提出書類は県で審査します。通常、申請から交付まで2ヶ月程度の日数がかかります。手帳が県から届き次第、お手紙でお知らせします。

手帳申請時には、この用紙をいっしょにお持ちください。

右の欄に受付印を押してお渡しします。

手帳申請書受付印

## 【問い合わせ先】

鎌ヶ谷市 障がい福祉課 支援係

TEL 445-1141 (内線787・708・709)

FAX 443-2233

(〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1)

**身体障害者手帳申請時の個人番号の確認について**

マイナンバー制度の導入に伴い、身体障害者手帳を申請する際に、申請書に個人番号の記載が必要となります。

その際、窓口で個人番号の確認と本人確認または代理人の身元確認をさせていただきます。 必要な書類は以下の通りです。※15歳以上は本人が申請者となります。

**(本人が申請に来る場合)**

- 1 個人番号カード
- 2 個人番号カードをお持ちでない方は以下の書類のいずれかをお持ちください。

	確認書類
番号確認	① 通知カード又はその写し ② 個人番号が記載された住民票
本人確認	① 運転免許証・パスポートなど顔写真付のものなら1点 ② 健康保険証、年金手帳、公的な証書など i 氏名・ii 生年月日又は住所が記載されているものなら2点

**(代理人が申請に来る場合)**

代理人の方が申請に来る場合には、

- ①代理権の確認②代理人の身元確認③本人の番号確認の3点を窓口で確認をさせていただきますので、以下の書類のいずれかをお持ちください。

	確認書類
代理権の確認	① 法定代理人（未成年の場合の親権者、成年後見人）の場合 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類 ② 任意代理人（上記以外のすべての代理人⇒配偶者・親族・その他代理で手続きに来る人）の場合 委任状 ③ 上記①、②が困難な場合、本人の健康保険証や年金手帳、障害者手帳など官公署等から本人に対し発行された書類
代理人の身元確認	① 運転免許証、パスポートなど顔写真付のものなら1点 ② 健康保険証、年金手帳、公的な証書など i 氏名・ii 生年月日又は住所が記載されているものなら2点
本人の番号確認	① 個人番号カード又はその写し ② 通知カード又はその写し ③ 個人番号が記載された住民票

